

# 平成27年7月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 平成27年7月31日(金) 午後3時00分 ~ 午後4時45分

2. 会場 : 白杵市役所 白杵庁舎3階 301会議室

3. 出席委員 : 教育委員長 垂井 美千代

教育委員長職務代理者 野上 美智子

委員 渡辺 義弘

教育長 斎藤 克己

欠席委員 : 委員 神田 岳委

## 4. 出席職員

教育次長兼教育総務課長 廣田 誠一 社会教育振興官 白根 和孝

社会教育課長 矢野 晃 学校給食課長 斎藤 隆生

教育総務課総括課長代理 佐藤 忠久 文化・文化財課課長代理 日高 昌幸

学校教育課課長代理 斎藤 正雄 学校教育課指導主事 安東 憲雄

教育総務課副主幹 宇都宮 律子

5. 傍聴人 津久見市 大村 正壽 白杵市 木下 裕章

## 6. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ちまして、本日の出席委員数の報告を行います。

本日の出席委員 4名、欠席委員 1名で、出席委員が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。今回は2名の傍聴希望者がいます。津久見市の大村さんと白杵市の木下さんです。傍聴に関しては、白杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも委員長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、委員長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可することにとしたいと思います。が、いかがでしょうか。

(委員長)

傍聴について許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(委員長)

それでは傍聴を希望する2名について傍聴を許可します。

(傍聴者2名入室)

(委員長)

これより白杵市教育委員会、平成27年7月定例会を開催いたします。本日の委員会の会期は本日限りと致します。会議録署名委員に、野上委員、渡辺委員の2名を指名いたします。

今回、第34号議案「平成28年度使用中学校教科用図書の採択について」と4. 学力向上についてのうち、「平成27年度学力定着状況調査の報告について」と事務局から説明のある6. その他の「公立で行う幼稚園教育について」を非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第7項に基づき、採決を行います。賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員の挙手あり)

(委員長)

3分の2以上の挙手がありましたので、3件については公開しないこととします。

## 7. 教育長報告

(委員長)

次第2の教育長の報告を求めます。

(教育長)

7月の主な事項を行事報告に沿って報告いたします。7月は祇園祭りが行われまして、渡御も環御の両日とも天候が心配されましたが、雨も降ることなく無事に終了いたしました。山内流も始まっておりますが、今年度は昨年度を20名程上回る入所がありました。2日に体育協会の表彰式が中央公民館で行われ、体育功労者5名・スポーツ功労者73名・スポーツ優良児童生徒146人が表彰されました。3日は臼杵市中高連携教育推進協議会がありました。これは中学校と高校の繋がりや情報交換の場ということで、出席者は臼杵高校の校長・教頭、大分県高校教育課の担当者、市内の中学校の校長、教育委員会事務局職員となっています。特に夏休みの学習サポーターを高校から来ていただくようお願いしたこと、高校と各中学校の連携についての話をしました。4日の福良小土曜ふれあい学校では解体が決まっている旧校舎とのお別れ会が行われ、私もそれに参加してきました。6日の校長会では夏休み期間中の生徒指導について、臼杵っこ検定について沢山の応募をしてほしいということをお願いしました。同日職員採用試験委員会があり、来年度採用は事務職8名、他4名程度となっております。8日の青少年健全育成会総会についてですが、2年ほど開催されていなかったのですが自治会連合会との調整ができて、開催できるようになりました。同日、別府大学との連携協議がありました。別府大学と臼杵市は協定を結んでいまして、今年石仏が国宝指定20周年ということで写真展などの開催について検討いたしました。後ほど報告があるかと思います。あと、県の学力調査の結果が来ましたが臼杵市の課題となっている中学校の方の定着状況が良くなかったということで、この対応についても考えていきたいと思っております。13日に教頭会があり、夏休み前の最後の教頭会なので生徒指導についてと不審者に注意するよう伝えました。14日に大分県体育保健課長が来庁されまして、フッ化洗口の普及について協力してほしいという依頼がありました。15日経営本部会議があり、臼杵港の整備を行い港湾背後地に緑地ができるのですが、その活用について検討するということと、来年度以降の市役所の組織について説明がありました。16日は教育委員の皆さんに出席していただきました総合教育会議があり、市長からの教育大綱案を受けて意見交換をいたしました。この日は台風の影響で1日繰り上げて終業式がありました。20日に山内流遊泳所開所式があり、垂井委員長と野上委員に出席していただきました。この日から8月9日の遊泳大会まで山内流が行われます。今年度は昨年度を上回る96名の入所申込があったということです。20日から23日にかけて県中学総体が開催され、いくつか応援に行ってきました。台風の影響等もあり、あいにくの雨でしたが、それぞれ一生懸命にやる姿を見ることができました。九州大会や全国大会に出られる生徒もいます。24日に新採用教職員と40歳以下の臨時講師対象の交通安全講習会を行いました。これは臨時講師のスピード違反を受けて行われたものです。臼杵津久見警察署の交通安全係長から市内の交通事故等についての講習をしていただきました。意識付けしていくためには常々このような啓発が必要だと感じました。27日に垂井委員長にも出席いただいた中学校教科書選定委員会がありました。これは後ほど協議していただきます。28日から29日に子ども市議会答弁検討会がありました。これも後ほどどのような質問があったかお知らせしますが、8月7日に中学生対象の子ども市議会を開催し、6校12名から質問をいただいています。市長をはじめ3役で回答いたします。29日に中学校体育大会の九州大会に出場する生徒の報告会があり、柔道女子、女子バドミントン他6種目の生徒が来庁しました。今回の出場は女子ばかりで男子も頑張してほしいと市長も話をされていました。30日市内キリシタン遺跡発掘調査指導委員会があり、下藤のキリシタン墓地の調査について現況と今後の進め方について協議していただきました。その日の午後から、九州大学社会教育主事講習会があり福岡県から8名が野津への農泊や山内流など見学し、1日には市長が講師となり社会教育について話をさせていただくようになっています。その他の事項につきましてはお手元に配布しております7月行事報告表をご確認ください。以上で報告を終わります。

(委員長)

教育長の報告が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(無しの声あり)

(委員長)

無ければ以上で教育長報告を終わります。

## 8. 議案

(委員長)

これより次第3の協議事項に移ります。

報告第4号の専決処分の承認を求めることについて説明をお願いします。

(事務局)

教育委員会事務局の人事異動について、専決処分をしたので報告いたします。7月1日付で社会教育課へ首藤成吾主幹の異動がありました。

(委員長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(無しの声あり)

(委員長)

報告第4号については、承認するということよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(委員長)

それでは、承認することといたします。

次の第34号議案については非公開となりますので傍聴人の方はご退席をお願いします。

(傍聴人2名退席)

(委員長)

次の議案に移る前に退席された傍聴人を再入場させてください。

(傍聴人2名再入場)

(委員長)

第35号議案の国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

(文化・文化財課課長代理)

国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の任期満了に伴い、引き続き委員の委嘱を行う必要があるものです。名簿は3ページに掲載しております。委員長は吉田稔さんから木本邦治さんに交代されました。現在委員として在籍されている下山委員という方がいらっしゃるのですが、この方についてはご本人の都合により継続が難しいとのことですので、その後任については後日決まり次第提案いたします。任期は平成27年8月1日から平成29年7月31日までの2年間です。

(委員長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(無しの声あり)

(委員長)

第35号議案の国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会委員の委嘱については、承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(委員長)

それでは、承認することといたします。次第4の学力向上については非公開となりますので傍聴の方は再度ご退席をお願いします。

(傍聴人2名退席)

## 9. 学力向上について

### 10. 教育予算について

(委員長)

次の議案に移る前に退席された傍聴人を再入場させてください。

(傍聴人2名再入場)

(委員長)

次に次第5の教育予算等についてですが、ご意見がありましたらお願いします。

(無しの声あり)

### 11. その他

(委員長)

無ければ次の議題に入ります。学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて説明をお願いします。

(学校教育課長)

学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて説明いたします。臼杵市ではお手元の資料のとおり「臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱」を設けて、区域外通学に関する許可基準等を定めていて、変更の要件については3つあります。1つめが「住居に関する理由」で、学期途中で転居し、通学に支障がない場合などがあります。2つめが「家庭事情によるもの」で、下校時の児童を養育することができないので、祖父母等が居住する地域の学校に就学する必要があるときなどがあります。3つめは「教育的配慮」ということで、不登校や生徒指導上の理由がある場合や支援を要する場合などとなっています。そもそも通学校の変更の取扱いについては保護者の申し立てがあって、市町村教育委員会が相当と認める場合には市町村内の他の学校に変更することができるということの必要な事項を定め、それを公表するように定められており、臼杵市でもホームページで公表しております。そうした中、文部科学省は就学校の変更についての通知を「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」具体例を挙げて出していることから、臼杵市においてもその理由について新しく作りたいため、委員の皆さまのご意見をお伺いしながら決めていきたいと考えています。

(委員長)

社会の変容といいますか、子ども達が暮らす環境の変容に伴って、どういう条項が必要と考えられるかということですね。就学校の変更ということで、特に通学の利便性、いじめの問題、部活動についてなどがあると思います。例えば保護者である父親と母親の間の面前 DV による心理的虐待が増えていることなども、この先増える可能性が高いと考えられます。今後の子どもを取り巻く社会環境の変化を考慮してその他の事由ということも入れておいてはどうですか。

(渡辺委員)

文部科学省の通知と、現在臼杵市が示しているもので重なっている部分がありますよね。それを整理して、この中に該当しないようなものがある場合はその他の事由というような感じで許可基準のところに書けば充分ではないでしょうか。

(野上委員)

私も項目を一つ設けるのは重くなりすぎると思うので不登校の部分にいじめや生徒指導上のことなどを入れて、その他教育的配慮に通学距離や部活動のことを入れてもいいのではないかと思います。

(学校教育課長)

教育的配慮の許可基準の中でそれを整理していくということでよろしいでしょうか。

(委員長)

そうですね。ある程度考えられることは入れておいた方が良いと思います。ホームページ等で公表するわけですから。

(学校教育課長)

今いただいた意見を参考に作成して、また見ていただいた後ご協議していただくということでいかがでしょうか。

(委員長)

皆さんそれでよろしいですか。  
(異議無しの声あり)

(委員長)

では次に移ります。次の「公立で行う幼稚園教育について」は非公開となりますので傍聴人の方はご退席をお願いします。

(傍聴人2名退席)

(委員長)

以上で、平成27年7月定例教育委員会を閉会します。